

野辺地町介護保険パンフレット

令和6年4月1日現在

も く じ

- 申請から利用まで … 2ページ
 - ・ 申請
 - ・ 調査、主治医の意見書
 - ・ 認定
- 居宅介護支援事業所一覧 … 6ページ
- サービス種類 … 7ページ
- 介護サービス事業所マップ … 8ページ
- 保険料 … 10ページ
 - ・ 介護保険料の納め方
 - ・ 所得段階別保険料額
- お問い合わせ先 … 12ページ

申請から利用まで

介護サービスを利用するには、まず介護サービスが必要かどうか、要介護認定を受ける必要があります。

申請してから認定結果が出るまで30日程度かかります。

申 請

本人または家族が介護・福祉課の窓口へ申請します。
介護保険証をお持ちください。

代行申請もできます

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して申請を代行してもらうこともできるので、ご相談ください。

調査・主治医の意見書

調 査

調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

町からの依頼により主治医が心身の状態について意見書を作成します。

地域包括支援センターとは

要介護認定の代行申請や介護予防ケアプランの作成をします。また、高齢者の生活に関する相談等を受け付けています。

住所：野辺地町字鳴沢 9 番地 12 公立野辺地病院内
電話：0175-72-1018、72-1023

居宅介護支援事業所とは

ケアマネジャーがいる事業所です。要介護認定の代行申請やケアプラン作成などを行っています。

居宅介護支援事業所の連絡先は6ページをご覧ください。
8ページには地図を掲載していますのでご参照ください。

ケアマネジャーとは

本人に適したケアプランの作成や必要な情報提供などを行う幅広い介護知識をもった専門家のことです。

ケアプランとは

介護サービスの利用計画のことです。

要介護認定された本人や家族の希望、心身の状況や生活環境に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めます。

認 定

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、要介護状態区分を認定し結果を通知します。

要支援１・２、要介護１～５と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。

非該当

介護保険サービスは
利用できませんが
総合事業を利用でき
ます

地域包括支援センター
にお問い合わせくださ
い。

連絡先は１２ページを
ご覧ください。

要支援１・２

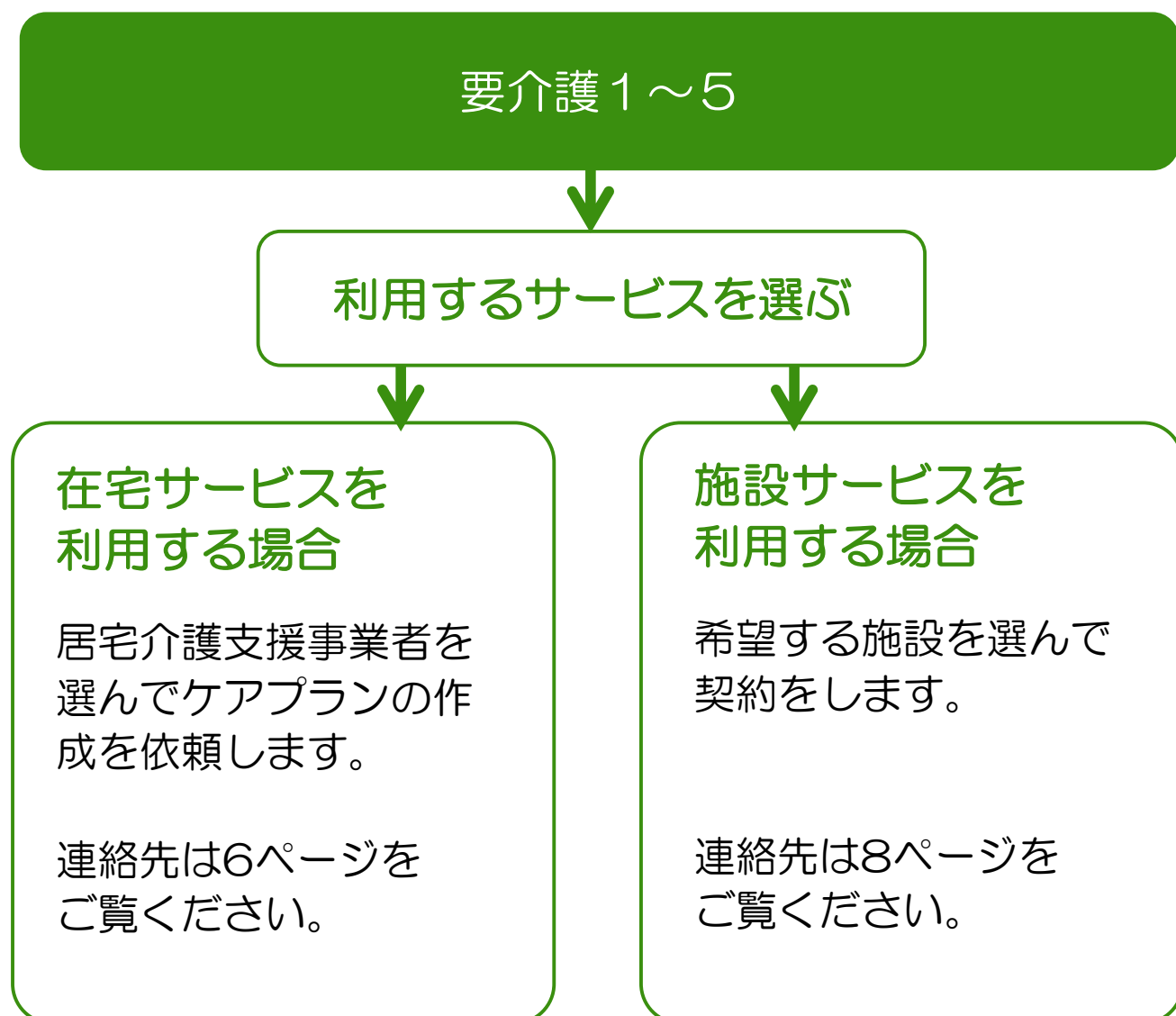
介護予防サービスが
利用できます

地域包括支援センター
（または委託を受けた
居宅介護支援事業者）
に介護予防ケアプラン
の作成を依頼します。

連絡先は１２ページを
ご覧ください。

要介護状態区分とは

要支援１・２、要介護１～５までの区分があり、介護にどのくらい時間がかかるかを基準に判定されます。要介護５がもっとも介護に時間がかかる区分となります。区分によって使えるサービスや介護保険から給付される金額が異なります。



居宅介護支援事業所

町内の居宅介護支援事業所は次のとおりです。居宅介護支援事業者との契約は利用者または家族が直接行うことになります。

- **のへじ社協居宅介護支援事業所（健康増進センター内）**
住所：野辺地町字前田5番地2 電話：64-4400
- **のへじ居宅介護支援センター（介護老人保健施設のへじ内）**
住所：野辺地町字餅栗川原4番地 電話：65-2330
- **居宅介護支援事業所えぼし（介護老人保健施設えぼし内）**
住所：野辺地町字川目88番地1 電話：65-2666
- **公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所**
住所：野辺地町字鳴沢9番地12 電話：65-2115
- **ケアライフ青森 野辺地営業所**
住所：野辺地町字家ノ上103番地2 電話：73-8586

サービス種類

居宅サービス

自宅で利用するサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

施設に通い・泊まりで利用するサービス

- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護 (ショートステイ)
短期入所療養介護

生活環境を整えるサービス

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修

施設に入って利用する居宅サービス

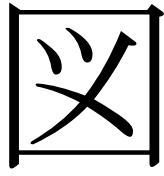
- 認知症対応型共同生活介護
※ 要支援1の方は利用できません
- 特定施設入居者生活介護

※ 事前審査が必要なため、これらのサービスを利用する際はケアマネジャーまたは介護・福祉課 窓口にご相談ください。

施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※ 入所できるのは原則として要介護3以上の方です
- 介護老人保健施設
- 介護療養型老人保健施設

地



保 険 料

介護保険料の納め方

納め方は普通徴収と特別徴収の2つがあります。

普通徴収

年金が金額18万円未満の方

- 納付書により金融機関等に納めることになります（年8回）

特別徴収

年金が金額18万円以上の方

- 年金の定期払いの際にあらかじめ差し引かれます（年6回）

※ 年金18万円以上でも、次のようなときは普通徴収になります

- ◎ 年度の途中で65歳になったとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村から転入したとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村へ転出したとき
- ◎ 年度の途中で保険料額が変更になったとき

※ 普通徴収の方は納付書により金融機関に納めますが、納税組合加入者は納税組合へ納めてください

介護保険料は介護給付や予防給付以外にも、介護予防事業等にも使われています。

介護保険は社会全体で介護の負担を支え合う制度です。誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、介護保険料の納付にご理解・ご協力をお願いいたします。

令和6年度から令和8年度の所得段階別介護保険料額

所得段階	調整率	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	基準額の28.5%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円以下)	1,820	21,840
第2段階	基準額の48.5%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円超～120万円以下)	3,100	37,200
第3段階	基準額の68.5%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が120万円超)	4,380	52,560
第4段階	基準額の90.0%	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円以下)	5,760	69,120
第5段階	基準額	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円超)	6,400	76,800
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円未満)	7,680	92,160
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円以上210万円未満)	8,320	99,840
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人合計所得が210万円以上320万円未満)	9,600	115,200
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人合計所得が320万円以上420万円未満)	10,880	130,560
第10段階	基準額の190%	本人住民税課税者 (本人合計所得が420万円以上520万円未満)	12,160	145,920
第11段階	基準額の210%	本人住民税課税者 (本人合計所得が520万円以上620万円未満)	13,440	161,280
第12段階	基準額の230%	本人住民税課税者 (本人合計所得が620万円以上720万円未満)	14,720	176,640
第13段階	基準額の240%	本人住民税課税者 (本人合計所得が720万円以上)	15,360	184,320

※軽減事業により第1段階から第3段階は保険料の軽減を行っており、表中の金額は実際に負担する金額となっています。

お問い合わせ先

野辺地町 介護・福祉課 介護保険担当

介護申請や介護保険料のお問い合わせはこちらまで

住所 : 〒039-3131

野辺地町字野辺地123番地1

電話 : 0175-64-2111 (代表)

FAX : 0175-64-8518

野辺地町 地域包括支援センター（公立野辺地病院内）

介護のことや高齢者の生活に関する総合窓口になります

住所 : 〒039-3121

野辺地町字鳴沢9番地12

電話 : 0175-72-1018、72-1023